## 就業調整による週所定労働時間数、時間当たり賃金額への影響

- 〇 有配偶の女性、かつ、時間給のパートタイム労働者であって、就業調整を 行っている者と就業調整を行っていない者との間における、週所定労働時間 数と時間当たり賃金額の違いについて、先行研究の分析枠組み(別紙の注を 参照)を踏まえ、(独)労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」 (平成22年)に基づき検証した。
- 〇 この結果、職種、年齢、勤続年数、地域、企業規模等の影響を除去した場合に、就業調整を行っているパートタイム労働者の週所定労働時間は、就業調整を行っていないパートタイム労働者の週所定労働時間より約 22%短くなった。

また、就業調整を行っているパートタイム労働者の時間当たり賃金額は、 就業調整を行っていないパートタイム労働者の時間当たり賃金額より<u>約 6%</u> 低くなった。

## 就業調整の影響(就業調整ダミーの換算値)

|        | 週所定労働時間数     | 時間当たり賃金額    |  |  |
|--------|--------------|-------------|--|--|
| 2010 年 | <b>▲</b> 22% | <b>▲</b> 6% |  |  |

(資料出所)(独)労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」(平成 22 年)の個票 データを基に厚生労働省にて推計

#### ...... (参考)先行研究の分析結果

# 収入調整の影響(収入調整ダミーの換算値)

|            | 週所定労働時間数 | 時間当たり賃金額    | 賞与<br>▲48%   |  |
|------------|----------|-------------|--------------|--|
| 1995 年     | ▲30%     | <b>▲</b> 9% |              |  |
| 1990年 ▲23% |          | <b>▲</b> 4% | <b>▲</b> 51% |  |

- (資料出所) ・神谷隆之「女性労働の多様化と課題 税・社会保険制度における位置づけ」 『フィナンシャル・レビュー』平成 9 年 12 月号
  - ・厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年及び平成7年) の個票データを基に推計
  - (注)なお、「パートタイム労働者総合実態調査」(平成2年及び平成7年)と「短時間労働者実態調査」(平成22年)については、就業調整に関する設問が異

なっており、比較する際には留意が必要

(別紙)

就業調整による週所定労働時間数、時間当たり賃金額への影響

| (被説明変数)     | 週所定労働時間の対数値 |         |      | 時間当たり賃金額の対数値 |        |      |
|-------------|-------------|---------|------|--------------|--------|------|
| (説明変数)      | 係数          | t−値     | 有意水準 | 係数           | t−値    | 有意水準 |
| 定数          | 3.641       | 55.084  | ***  | 5.917        | 46.255 | ***  |
| 就業調整ダミー     | -0.250      | -18.089 | ***  | -0.063       | -6.527 | ***  |
|             |             |         |      |              |        |      |
| 時間当り賃金額     | -0.00008    | -1.190  |      |              |        |      |
| 時間当り賃金額2乗   | −2.57E−08   | -1.652  | *    |              |        |      |
|             |             |         |      |              |        |      |
| 都道府県別最低賃金   |             |         |      | 0.001        | 6.973  | ***  |
|             |             |         |      |              |        |      |
| 専門・技術、管理ダミー | -0.830      | 2.813   | **   | 0.414        | 24.865 | ***  |
| 事務ダミー       | -0.090      | -0.495  |      | 0.070        | 5.513  | ***  |
| 販売、サービスダミー  | -0.075      | -3.415  | ***  | 0.024        | 1.527  |      |
| 年齢          | -0.002      | -2.820  | **   | -0.002       | -3.145 | **   |
| 勤続年数        | 0.004       | 3.250   | ***  | 0.0002       | 0.204  |      |
| 大都市圏ダミー     | -0.022      | -1.532  |      | -0.005       | -0.257 |      |
| 大企業ダミー      | 0.003       | 0.177   |      | 0.010        | 0.939  |      |
|             |             |         |      |              |        |      |
| N           | 1143        |         |      | 1143         |        |      |
| 自由度修正済み決定係数 | 0.265       |         |      | 0.504        |        |      |

(有意水準 \*\*\*1%、\*\*5%、\*10%水準で有意)

(資料出所) (独)労働政策研究・研修機構「短時間労働者実態調査」(平成22年)の個票データを 基に厚生労働省にて推計

注1)分析枠組み(説明変数含む)は、神谷隆之「女性労働の多様化と課題 - 税・社会保険制度に おける位置づけ」『フィナンシャル・レビュー』平成9年12月号に準拠した。

なお、本論文は、樋口美雄「『専業主婦』保護政策の帰結」八田達夫・八代尚宏編『「弱者」保 護政策の経済分析』日本経済新聞社(平成7年)の分析枠組みを踏襲している。

- 注2)推計式は、InY=a+bX+u Y:被説明変数、X:説明変数、u:誤差項、具体的には、
  - ・被説明変数:週所定労働時間数の対数値、及び、時間当たり賃金額の対数値
  - ・説明変数:就業調整、職種、年齢、勤続年数、大都市圏、企業規模を基本以上に加え、调所定労働時間数の関数については、時間当たり賃

以上に加え、週所定労働時間数の関数については、時間当たり賃金額及 びその2乗項を追加、時間当たり賃金額の関数については、都道府県別

### 最低賃金を追加

- 注3)単純最小二乗法推定、復元倍率による重み付けはしていない。
- 注4)配偶者の女性、かつ、時間給のパートタイム労働者について推計
- 注5) 就業調整ダミーは、就業調整をしている=1、調整をしていない=0 調査票(個人票) I - (14)の「過去1年間のうちに就業調整(年収の調整や、労働時間の調整)をしていない」のうち「関係なく働く」と回答した者を、「就業調整をしていない」者とした。
- 注6)「短時間労働者実態調査」の調査時点が「平成22年4月1日現在の状況」であるため、最低 賃金は平成21年度地域別最低賃金額を用いた。
- 注7)年齢は、各階級値(15~19歳、・・・、60~64歳、65歳以上)の中央値(15~19歳の場合 17.5歳)とし、65歳以上は厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の実績値を参考に68.5歳とした。
- 注8)大都市圏ダミーは東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、京都、大阪、兵庫=1、それ以外の道県 =0
- 注8)企業規模ダミーは従業員規模500人以上=1、500人未満=0
- 注9) 職種ダミーのベースは「保安、運輸・通信、生産工程・労務、その他の仕事」